

令和 8 年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の計算について

◎ 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額は、源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄（簡易版の計算表を下記に掲載しています。）により求めた金額の合計額となります（この金額を、源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記載します。）。

※ 「源泉控除対象配偶者」欄及び「特定親族」欄は、この計算に用いません。

※ 国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」（<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>）に掲載している「年末調整計算シート」（Excel）をご利用いただくと、控除額を効率的に求めることができます。

◎ 配偶者控除額及び配偶者特別控除額については、「令和 8 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」により求め、源泉徴収簿の「配偶者（特別）控除額⑰」欄に記載します。

◎ 特定親族特別控除額については、「令和 8 年分 給与所得者の特定親族特別控除申告書」により求め、源泉徴収簿の「特定親族特別控除額⑱」欄に記載します。

◎ 基礎控除額については、「令和 8 年分 給与所得者の基礎控除申告書」により求め、源泉徴収簿の「基礎控除額⑳」欄に記載します。

【計算表】※ 源泉徴収簿の「扶養控除等の申告・各種控除額」欄の簡易版となります。

各種控除額			(A)	(B)	(C)		(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	控除額の 合計額 (A~Iの合計)	
			源泉控除対象親族											控除額 の 合計額 (A~Iの合計)
	源泉 控除 対象 配偶者	一般の 控除対象 扶養親族	特定 扶養 親族	特定 親族	老人扶養親族		一般の 障害者	特 別 障害者	同 居 特 別 障害者	寡 又 は ひとり親	勤 労 学 生			
					同 居 老 親 等	そ の 他								
扶養控除等申告書の 申告内容		人	人	人		人	人	人	人	寡・ひ	有・無			
控除額	1人 当たり (万円)	控除額は、 配偶者控 除等申告 書により 求めます。	38	63	控除額は、 特定親族 特別控除 申告書に より求め ます。		58	48	27	40	75	27 (寡婦) 35 (ひとり親)	27	
	合計 (万円)													

（計算表の使い方）

- 「扶養控除等申告書の申告内容」の各欄に、提出を受けた「令和 8 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の記載内容に基づき、次のとおり記載します。
 - ①～⑥欄に該当する人数を記載します。
 - ⑦欄は、寡婦に該当する場合には「寡」を○で囲み、ひとり親に該当する場合には「ひ」を○で囲みます。
 - ⑧欄は、勤労学生に該当する場合には「有」を○で囲み、該当しない場合には「無」を○で囲みます。
- 「控除額」の「合計（万円）」の各欄に、次のとおり記載します。
 - ①～⑥欄は、「扶養控除等申告書の申告内容」欄に記載した人数に、「控除額」の「1人当たり（万円）」欄の金額を乗じた金額を記載します。
 - ⑦欄は、寡婦に該当する場合には「27」（万円）を記載し、ひとり親に該当する場合には「35」（万円）を記載します。
 - ⑧欄は、勤労学生に該当する場合には「27」（万円）を記載します。
- 「控除額」の「合計（万円）」の①～⑧欄の金額の合計額を、源泉徴収簿の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄に記載します。

【参考：①「一般の控除対象扶養親族」欄の人数に応じた控除額】

人 数	控 除 額	人 数	控 除 額
1 人	380,000 円	5 人	1,900,000 円
2 人	760,000	6 人	2,280,000
3 人	1,140,000	7 人	2,660,000
4 人	1,520,000	8 人以上	7人を超える1人につき380,000円を2,660,000円に加えた金額